

答申第 854 号

情 公 第 2078 号

令和 8 年 10 月 15 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 11 月 18 日付けで諮問された第一種動物取扱業に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（その 6）（諮問第 937 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年9月3日付け行政文書公開請求に対し、その存否を明らかにしないで行政文書の公開を拒否した決定（存否応答拒否決定）を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年9月3日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年9月17日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年10月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和7年10月2日付け審査請求書における主張要旨について

実施機関が非公開とした文書の内容は、インターネット上で公開されている「第一種動物取扱業者登録簿（2025年3月31日現在）」と内閣府NPO法人ポータルサイトにより既に公にされている情報であって、非公開とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

特定NPO法人は、特定非営利活動に係る事業として動物保護事業（様々な理由により飼育が困難になった動物や、やむを得ず保健所にきた動物等を引き取り、飼養及び里親探しを行う）と、その他事業としてペット園芸関連事業（鳥類とふれあう機会の提供やペット・植物の販売や庭木の剪定等を行う）を行っていることを内閣府NPO法人ポータルサイトで公開している。そして、「第一種動物取扱業者登録簿（2025年3月31日現在）」は、特定NPO法人が、第一種動物取扱業（販売、特定登録番号）及び第一種動物取扱

業（展示、特定登録番号）として登録された年月日を公開している。

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第46条第1項は、登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者は百万円以下の罰金に処することを、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第3条は、動物愛護管理法の目的の達成に努めなければならないことを定めている。NPO法人は情報公開を通じた市民の選択、監視を前提としており、また、金額の質的な重要性から、特定NPO法人は、罰金を活動計算書に計上すべきと考える。特定NPO法人を管轄する特定市は、罰金が科されたことが明記された行政文書がないと、罰金を計上できないとしている。

(2) 令和7年11月7日付け反論書における主張要旨について

「申請法人が第一種動物取扱業の登録取得前に当該事業を行っていたかどうかは、申告がなければ動物愛護センターで知り得ることはなく、違法行為があると思料されない限りは申請内容に不備がないことを確認して登録する。」とのことであるが、当該違法行為は、申請時にインターネット上で確認できる内容であり、また、現時点では、申請法人の違法行為は確認されている。

NPO法人は情報公開を通じた市民の選択、監視を前提としている。インターネット上で容易に確認できる当該違反行為に対して県が当然の処分をしたことを公開することは、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと考える。さらに、動物愛護管理法により罰金を科されるNPO法人であることを知らずに、寄付等により活動を支援した者の正当な利益が害されてよい理由はないと考える。

(3) 令和8年9月3日付け意見書の主張要旨について

特定NPO法人に対して罰金を科した文書を非公開とした決定の取消しを主張する。

4 実施機関（担当：健康医療局動物愛護センター）の説明要旨

- (1) 動物愛護センターでは、個人事業主から、法人化に伴って第一種動物取扱業の登録を改めて取得する旨の相談があれば、法人で登録を取得し個人事業主の登録を廃止するよう指導する。申請法人が第一種動物取扱業の登

録取得前に当該事業を行っていたかどうかは、申告がなければ動物愛護センターで知り得ることはなく、違法行為があると思料されない限りは申請内容に不備がないことを確認して登録する。

- (2) 動物愛護センター所長が特定NPO法人を、登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだとして動物愛護管理法第10条第1項違反を理由に告発した場合、裁判手続を経て有罪が確定すれば、特定NPO法人に対して百万円以下の罰金が科されることとなる。

仮に本件請求に係る行政文書が存在するとするならば、略式起訴により有罪が確定した場合は動物愛護センター職員がその旨を検察官から聞き取り記録した書類が、公訴により確定した場合は検察官から動物愛護センター所長あてに送付される通知書が、それぞれ該当する。

- (3) 本件請求のあった文書は、存在しているか否かを答えるだけで、「特定の法人について百万円以下の罰金が科されたか否か」という情報を明らかにするものであり、かかる情報を公開すれば、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とした。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件処分において、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づく存否応答拒否の決定を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

- (1) 条例第8条が規定する存否応答拒否決定について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合がある

ことから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせずに公開拒否決定を行うことを認めたのが、本条の規定である。

そして同条が存否応答拒否決定の要件について、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」と規定している以上、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した理由を示すことが求められると解すべきである。

(2) 存否情報について

実施機関は、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすると、「特定NPO法人について百万円以下の罰金が科されたか否か」という情報が明らかになると説明している。

そこで検討すると、本件請求は、動物愛護管理法第10条第1項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだことにより、動物愛護管理法第46条の規定に基づき特定NPO法人が罰金を科された文書を求める内容であるから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、法令違反により特定NPO法人が罰金を科されたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

したがって、実施機関による存否情報の認定は妥当である。

(3) 本件存否情報の条例第5条第3号該当性について

実施機関は、本件存否情報を公開すれば、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明していることから、本件存否情報の条例第5条第3号該当性を検討する。

この点、本件存否情報を公開することで、特定NPO法人が罰金を科された事実の有無が明らかになり、仮に罰金が科された事実が存する場合、特定NPO法人の社会的な信用の低下を招き、事業運営上の正当な利益を害することは否定し難い。

したがって、本件存否情報は条例第5条第3号に規定する情報に該当する。

なお、審査請求人は、登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだことは、

インターネット上で公開されている「第一種動物取扱業者登録簿（2025年3月31日現在）」と「内閣府NPO法人ポータルサイト」により既に明らかになっているため、公開拒否とする理由はない旨主張する。

しかし、当審査会が「第一種動物取扱業者登録簿（2025年3月31日現在）」及び「内閣府NPO法人ポータルサイト」を確認したところ、特定NPO法人が登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだことを示す情報が公表されているとは認められなかったため、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 結論

以上のことから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、条例第5条第3号に規定する非公開情報を公開することとなると認められるため、条例第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで公開を拒否した実施機関の決定は妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人からはその他種々の主張及び資料の提出がなされているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公開請求に係る行政文書の内容
特定 NPO 法人に、動物の愛護及び管理に関する法律第 46 条により、百万円以下の罰金を課した文書の公開を請求する。 行政文書公開請求の一部公開決定に係る弁明書において、「たとえ当該事業者が NPO 法人の理事長であったとしても、個人が営む事業であることに変わりなく」と記載されている。特定 NPO 法人の事業ではない、ということの意味している。特定 NPO 法人は、特定年月日に設立され、特定非営利活動に係る事業として動物保護事業（様々な理由により飼育が困難になった動物や、やむを得ず保健所にきた動物等を引き取り、飼養及び里親探しを行う）、その他事業としてペット・園芸関連事業（鳥類とふれあう機会の提供やペット・植物の販売や庭木の剪定等を行う）を行っている。当該事業者が NPO 法人の理事長であったとしても、個人が営む事業であることに変わりなく、特定 NPO 法人の事業でないとすれば、特定 NPO 法人は、設立した特定年月日から、第一種動物取扱業として新規登録を申請した特定年月日までの間、登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者に該当している。そうすると、動物の愛護及び管理に関する法律第 46 条により、百万円以下の罰金に処されることとなる。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 11 月 18 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 8 月 28 日 (第 271 回第一部会)	○ 審議
令和 8 年 9 月 7 日 (収受)	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書等を収受
令和 8 年 9 月 17 日 (第 272 回第一部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 8 年 10 月 15 日現在）（五十音順）